

政府対策本部長  
内閣総理大臣 菅 義偉 様

緊急事態宣言期限後の適切な措置の要請について

兵庫県においては、国による緊急事態宣言の発出を受け、4月25日以降、県民に対し、一層の外出自粛を要請するとともに、飲食店や大規模商業施設等に対し、休業や営業時間短縮要請を行うなど、感染防止に努めてまいりました。その結果、県民や事業者の皆様のご協力により、新規感染者数は減少傾向にあります。

しかし、依然として重症病床使用率はステージⅢの状態にあり、新規感染者数は医療体制が安定していた第2波収束時（令和2年8月頃）の水準（2.5人）にはなく、また変異株の脅威に今後とも十分警戒が必要であることなど、収束には至っていない状況です。

つきましては、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があることから、緊急事態宣言の期限後においても、感染状況を踏まえた対処措置、各種取組を行う場合の財源措置など、まん延防止等重点措置を含め適切な措置が実施できるよう配慮いただくことを要請いたします。

令和3年6月16日

兵庫県対策本部長  
兵庫県知事 井戸 敏三